令和６年度　宜野湾市
施設等利用給付認定（無償化）の
現況確認届の提出について

現在、施設等利用給付認定を受けていて、令和６年度も継続して認定を
希望される方は、保育を必要とする事由の確認のため現況届の提出が必要です。
提出がない場合、令和６年４月以降の無償化の請求につきましては
現況確認後の給付となります。

□締切日□　令和５年12月22日（金）

□提出書類□

①　子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）
②　保育を必要とする事由の証明書類　※3ページをご確認ください
③　該当する世帯のみ必要な書類

※市内施設を利用している園児に対しては、園から「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）」、「就労証明（申立）書（２枚）」を配布しています。就労以外の保育必要事由証明書類の様式が必要な方は園から受け取っていただくか、または宜野湾市のホームページより出力してください。

【提出が必要な方】
▶現時点で施設等利用給付認定を受けている児童
▶令和５年８月31日以前に新規認定申請を提出し９月１日以降に認定されている児童

【提出が必要ない方】
▶令和６年４月１日時点で６歳となっている（小学校に入学する）児童
▶令和６年度公立幼稚園に入所かつ午後預かり利用予定の児童
▶令和５年９月１日以降に新規認定申請を提出している児童

□提 出 先□①　宜野湾市内の保育施設をご利用の場合→ご利用の保育施設へ提出
（書類一式を封入封緘して提出可。表に児童名を記載してください。）

②　①以外の場合→宜野湾市役所　子育て支援課（郵送可）

□郵 送 先□　〒901-2710
宜野湾市野嵩１丁目１番１号 宜野湾市役所　子育て支援課

【お問い合わせ】
宜野湾市役所 子育て支援課 保育児童係
TEL:098-893-4411（内線：3312・3313）

□　以下の要件を満たしていると認められた場合、引き続き施設等利用給付認定を継続することができます。

▶父母に保育を必要とする事由があること
▶新３号認定については、父母（父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は当該保護者も含む）が住民税非課税であること
▶対象児童が認可保育施設等を利用していないこと
▶対象児童が企業主導型保育事業を利用していないこと
▶育児休業・みなし育休の申請の場合、育休前から認可外保育園を利用しており育児休業に係る子どもが２歳に達していないこと

□　提出後について
　ご提出いただいた書類の内容に不備等がある場合は、子育て支援課から保護者へご連絡させていただきます。書類の内容に応じた取扱いについては、下記のとおりとさせていただきます。

（１）認定変更となる方・・・後日、有効期間と保育の必要性の事由が変更された「施設等利用給付認定通知書」をお送りします。

（２）認定取消となる方・・・後日、「認定取消通知書」をお送りします。
保護者の保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や認可保育施設・企業主導型保育事業を利用している場合、書類の提出が無い場合等に対象となります。

（３）（１）と（２）以外の方・・・継続して認定の手続きを取らせていただきます。
子育て支援課から認定書類の発送や連絡は行いません。

<u>※認定有効期間を過ぎると無償化の対象となりません。必ず有効期間終了月までには更新の手続きを取って下さい。</u>

◆保育を必要とする事由の証明書類

必要提出書類（父母それぞれ提出が必要です）		チェック	
就労 (自営業の方含む)	●「就労証明（申告）書」（子育て支援課指定の様式） ●自営業や法人役員である場合 ①就労証明（申告書）書 ②以下のいずれかのコピー ・確定申告書の控え　・営業許可証　・開業届の控え ・会社の登記簿謄本 ※上記の②をいずれも提出できない場合には、原則として認定できませんが、他に自営業をしていることが確認できる資料を提出していただけた場合には、審査のうえ認定する場合があります。	□	□
妊娠・出産	●親子健康手帳(母子手帳)の写し （出産予定日と母の名前が分かるページ）	□	□
疾病	●診断書（子育て支援課指定の様式）	□	□
障害	●『身体障がい者手帳』・『療育手帳』・『精神障がい者保健福祉手帳』いずれかのコピー　又は　診断書（子育て支援課指定の様式）	□	□
看護・介護	●看護・介護申立書（子育て支援課指定の様式） ●看護・介護される方の診断書（子育て支援課指定の様式）もしくは『身体障がい者手帳』・『療育手帳』・『精神障がい者保健福祉手帳』・『介護保険被保険者証』いずれかのコピー	□	□
災害復旧	●罹災（りさい）証明書	□	□
求職活動中	●求職活動状況申立書（子育て支援課指定の様式）	□	□
就学	●在学証明書●授業日程証明書（時間割）または授業（学習）日程申立書（子育て支援課指定の様式）	□	□
育児休業	●「就労証明（申告）書」（子育て支援課指定の様式） ※休業期間、職場復帰（予定日）を記入してください。	□	□
みなし育休	●継続利用に関する申立書	□	□
該当する方のみ必要な書類		チェック	
ひとり親世帯	●保護者の戸籍謄本 ※児童扶養手当、母子父子医療費助成いずれかを受給している場合は、提出不要。	□	

※施設等利用給付認定をきょうだいで利用する場合、就労証明書等の事由書類（原本）については父母それぞれで一部ずつ用意していただき、２人目以降の児童分はコピーで構いません。

※保護者が軍人・軍属（新３号のみ）の場合、2023 W-2 の提出を令和６年６月 28 日（金）までにお願いいたします。

※民生委員へ証明を依頼する場合、市役所で担当民生委員の連絡先を確認し、保護者ご自身で連絡をしてください。また、証明まで時間がかかりますので、必ず時間に余裕を持って依頼をしてください。

◆保育を必要とする事由一覧

認定理由		認定要件	認定有効期間
1	就労 ※自営業の方も含む	保護者が就労していること ※月 64 時間以上の就労、かつ月額 54,000 円以上の収入があること	就労している期間
2	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと	出産予定日の３ヶ月前から、出産日より起算して８週間を経過する日の翌日が属する月
3	疾病・障害	病気または障がいにより保育ができない場合	事由が生じている期間
4	親族の看護・介護	病人または障がい者(児)である親族を、常時看護・介護している場合 ※介護時間が月 64 時間以上であること	事由が生じている期間
5	災害復旧	火災、風水害、地震などで、家屋破損などの復旧にあたっている場合	必要と認められる期間
6	求職活動中	仕事を探している場合	連続して 90 日間。 ※年度内において１世帯で 150 日間
7	就学	就学・技能習得のために学校や職業訓練校に通っている場合 ※自動車学校、塾、教室等は除く ※授業時間が月 64 時間以上であること	就学している期間
8	育児休業中	育児休業前から認可外保育施設等を利用しており、引き続き育児休業を取得する必要があると認められるとき	育児休業に係る子が２歳になるまでの期間
9	みなし育休	育児休業前から認可外保育施設等を利用しており、出生したきょうだいが引き続き家庭保育を行うことが必要であると認められるとき	みなし育休に係る子が２歳になるまでの期間
１０	その他	上記以外の特別な事情があると市長が認める場合	必要と認められる期間